

# DL日本株式オープン 〈愛称：技あり一本(るいとう)〉

追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／自動けいぞく投資専用



## DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

# DL日本株式オープン 〈愛称：技あり一本（るいとう）〉

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書  
（交付目論見書）

2008年6月

DIAMアセットマネジメント

次の事項は、この投資信託（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、次の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

## 記

### ■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に国内の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「個別銘柄選択リスク」、「流動性リスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

### ■当ファンドに係る手数料等について

#### <直接ご負担いただく費用>

#### ◆申込手数料

お申込日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### ◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

#### ◆信託財産留保額

換金（解約）申込日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

#### <間接的にご負担いただく費用（信託財産から支払われる費用）>

#### ◆信託報酬

当ファンドの純資産総額に年1.617%（税抜 年1.54%）の率を乗じて得た額とします。

#### ◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券等売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用
- ・信託事務の諸費用 等

（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）

※当ファンドに係る手数料等の合計額については、申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）本文の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

■「DL日本株式オープン〈愛称：技あり一本(るいとう)〉」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年6月17日に関東財務局長に提出しており、平成20年6月18日にその効力が発生しております。

■「DL日本株式オープン〈愛称：技あり一本(るいとう)〉」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に国内の株式を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書(請求目論見書。記載項目等については50頁をご参照ください。)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者：DIAMアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：DL日本株式オープン

愛称として「技あり一本(るいとう)」という名称を用いる場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：2,000億円を上限とします。

## 目 次

	頁
ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
主なリスクと留意点	6
ご投資の手引き	7
費用と税金	11
第一部    証券情報	14
第二部    ファンド情報	17
第1    ファンドの状況	17
1    ファンドの性格	17
2    投資方針	19
3    投資リスク	31
4    手数料等及び税金	33
5    運用状況	35
6    手続等の概要	41
7    管理及び運営の概要	43
第2    財務ハイライト情報	45
1    貸借対照表	45
2    損益及び剰余金計算書	46
3    注記表	47
第3    内国投資信託受益証券事務の概要	49
第4    ファンドの詳細情報の項目	50
約款	51
用語説明	68

## ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をまとめたものです。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の本文(14ページ以降)でご確認ください。

ファンドの名称	DL日本株式オープン 【愛称：技あり一本(るいとう)】
商品分類	追加型株式投資信託／国内株式型(一般型)／自動けいぞく投資専用
ファンドのねらい	主としてDLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
主な投資対象	DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の30%以下とします。
主な基準価額変動リスク	実質的に株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。(設定日：平成10年12月15日)
決算日	原則として3月15日 ※休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。 ※詳しくは、後述の「ご投資の手引き」をご覧ください。

## ファンドの概要

お申込期間	継続申込期間：平成20年6月18日～平成21年6月16日 ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
お申込単位	各販売会社が定める単位(当初元本：1口=1円) お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
お申込価額	お申込日の基準価額
お申込手数料	お申込価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※償還乗換え等の場合には、お申込手数料が優遇される場合があります。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
途中解約	原則として、いつでも各販売会社が定める単位で解約できます。
信託財産留保額	解約のお申込日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対して、年率1.617%(税抜1.54%)

- \*当ファンドの内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいますよう、お願い申し上げます。
- \*当ファンドの販売会社等については、下記の照会先までお問い合わせください。

DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」または「ダイヤモンド」といいます。)

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

## ファンドの特色

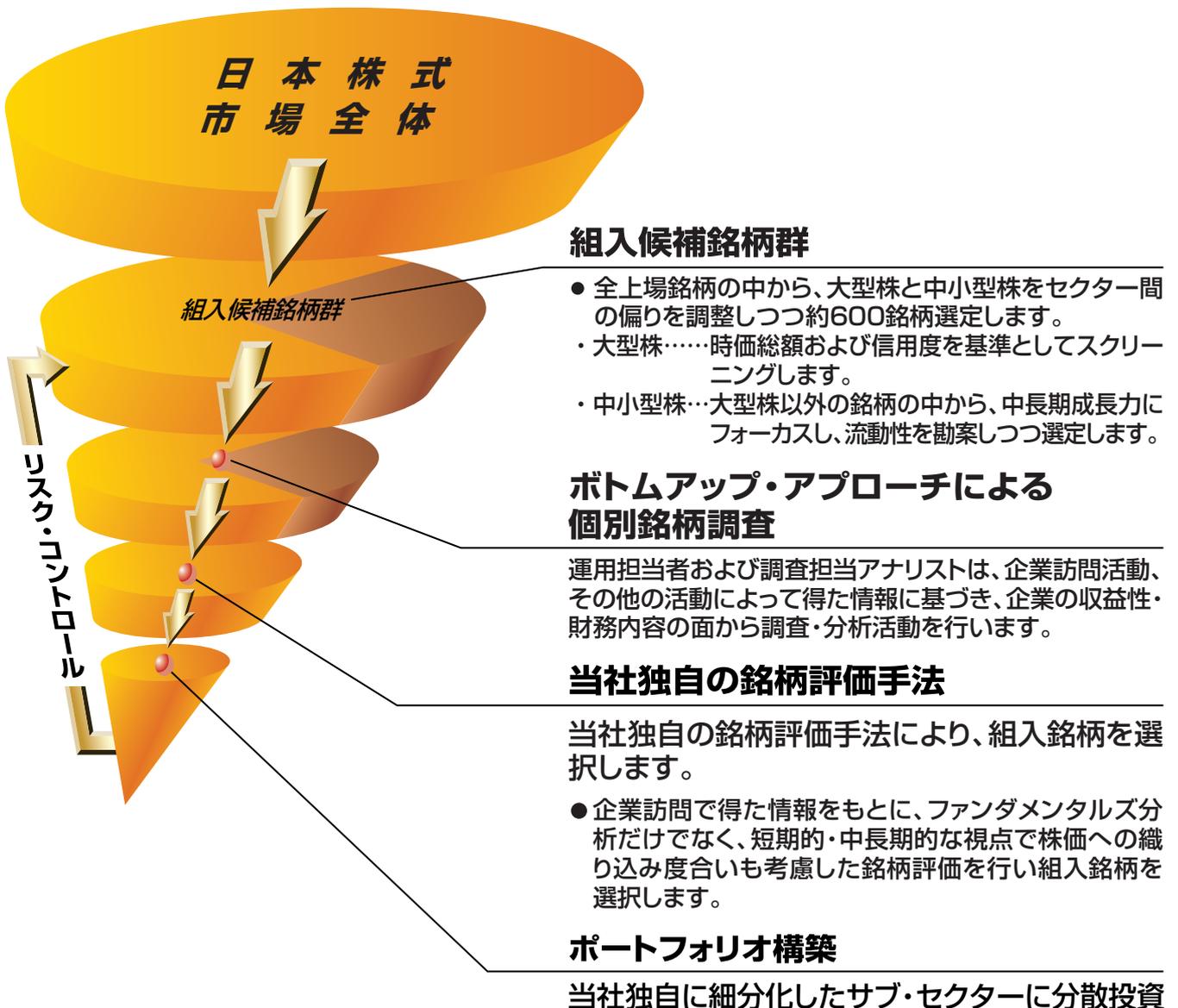
1

**DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券を通じ、主として日本の株式へ投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。**

年金運用で培ったノウハウを活かし、中長期的に安定した超過収益の積み上げを目指します。  
\*東証株価指数(TOPIX)については、交付目論見書本文をご参照ください。

2

**銘柄選択は、ボトムアップ・アプローチにより行います。**



## ファンドの特色

3

**組入候補銘柄を当社独自の業種に分類し、キメ細かいポートフォリオ構築とリスクコントロールを行います。**

当社独自に細分化したサブ・セクターに分散して運用指図を行います。

日次・週次ベースで、ポートフォリオのリスクをウォッチし、必要に応じてリスクのコントロールを行い、適宜ポートフォリオの見直しを行います。

4

**株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。**

株式の実質組入比率は、高水準を保ちます。相場の先行きを予想して、株式の実質組入比率を操作することはいたしません。株式の実質組入比率を常に高水準に保ち、投資価値のある銘柄の選択に注力します。

5

**当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。**

ファミリーファンド方式とは、皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド(DL日本株式オープン)とし、その資金をマザーファンド(DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド)に投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

## ファンドの特色

### <マザーファンドの概要>

#### DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

##### 主要投資対象

わが国の上場株式

##### 投資態度

- ・主としてわが国の上場株式に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
- ・企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うことを原則とします。
- ・銘柄選択はファンドマネジャー自ら会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入銘柄を決定します。
- ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ・特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- ・非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の本文(14ページ以降)でご確認ください。

## 主なリスクと留意点

### 基準価額の主な変動要因

#### ●株価変動リスク

当ファンドは、株式の実質組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、中小型株式等に投資をする場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

#### ●個別銘柄選択リスク

当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく個別銘柄の選択により超過収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。

#### ●流動性リスク

株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクがあり、このようなリスクを流動性リスクといいます。当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく企業分析の結果として、中小型株に投資を行う場合がありますが、これらの株式は大型株と比較して流動性が欠けることが多く、また価格変動性が高いのが一般的であるため、当ファンドの基準価額が下がる要因となる場合があります。

#### ●信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### その他の留意点

- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは証券市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

※詳しくは、後述の投資信託説明書(交付目論見書)本文(14ページ以降)をご覧ください。

## ご投資の手引き

### 買付けの申込みはどうしたらよいでしょうか？

<p>お申込みの方法</p>	<p>原則としていつでも買付けをお申込みいただけます。 お申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。 ※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等（投資信託説明書（交付目論見書）本文の「第一部 証券情報（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
<p>お申込価額</p>	<p>お申込日の基準価額とします。 ※収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
<p>お申込単位</p>	<p>各販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円） ※お申込単位は販売会社にお問い合わせください。</p>
<p>お申込手数料</p>	<p>お申込価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。 ※償還乗換え等によるお申込みの場合にはお申込手数料が優遇される場合があります。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>

## ご投資の手引き

### 収益分配は行いますか？

決算日	毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として、以下の分配方針に基づき分配を行います。
分配方針	<ul style="list-style-type: none"><li>○分配対象額の範囲 経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。</li><li>○分配対象額についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。</li><li>○留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</li></ul>
支払方法	収益分配金は、税引後、自動的に無手数料で全額再投資されます。 ※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に対し、支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

解約はできますか？

解約の方法	<p>原則としていつでも各販売会社が定める単位でご解約できます。解約される場合は、買付のお申込みをされた販売会社へお申し出ください。</p> <p>解約のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時(年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合には、午前11時)までとします。</p> <p>※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。</p>
解約価額	解約のお申込日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
信託財産留保額	解約のお申込日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。
解約代金	解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を控除した額となります。
支払開始日	解約代金は、原則として解約のお申込日から起算して5営業日目からお支払いします。

## ご投資の手引き

### 信託期間はいつまでですか？

信託期間	平成10年12月15日から原則として無期限です。 (ただし、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合等には信託を終了することがあります。)
------	--

### 運用経過を知ることはできますか？

運用報告書	毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、交付します。 また、委託会社のホームページにおいても開示します。 (ホームページ: URL <a href="http://www.diam.co.jp/">http://www.diam.co.jp/</a> )
基準価額	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: <b>DIAM</b> 、当ファンドの略称: 技るいと)

## 費用と税金

### ● 受益者の皆さまに直接ご負担いただく費用および税金（個人受益者の場合）

時期	項目	費用・税金
お買付時	申込手数料	お申込価額×3.15%（税抜3.0%）を上限として各販売会社が定める率 ※収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。
収益分配時	所得税・地方税	普通分配金に対して10% （平成21年4月1日以降は20%となる予定です。）
ご解約時	信託財産留保額	解約のお申込日の基準価額×0.3%
	所得税・地方税	解約価額の個別元本超過額に対して10% （平成21年4月1日以降は20%となる予定です。）
償還時	所得税・地方税	償還価額の個別元本超過額に対して10% （平成21年4月1日以降は20%となる予定です。）

※上記は個人受益者の場合の税率です。法人受益者の場合の税率に関しては、投資信託説明書（交付目論見書）本文の『第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金』をご参照ください。

◆上記以外の場合の課税の取扱いにつきましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文（14ページ以降）でご確認ください。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

### ● 受益者の皆さまに間接的にご負担いただく費用（信託財産から支払われる費用） ＜信託報酬＞

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率1.617%（税抜1.54%）	
		配分	委託会社	年率0.7665%（税抜 0.73%）
			販売会社	年率0.7455%（税抜 0.71%）
			受託会社	年率0.105%（税抜 0.10%）

※信託報酬の総額は、毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 費用と税金

### <その他の費用>

- ◆信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ◆信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年9月15日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ◆有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ◆マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。
- ◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

### ●個別元本について

追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

収益分配金に特別分配金(『○収益分配金の課税について』をご参照ください。)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 費用と税金

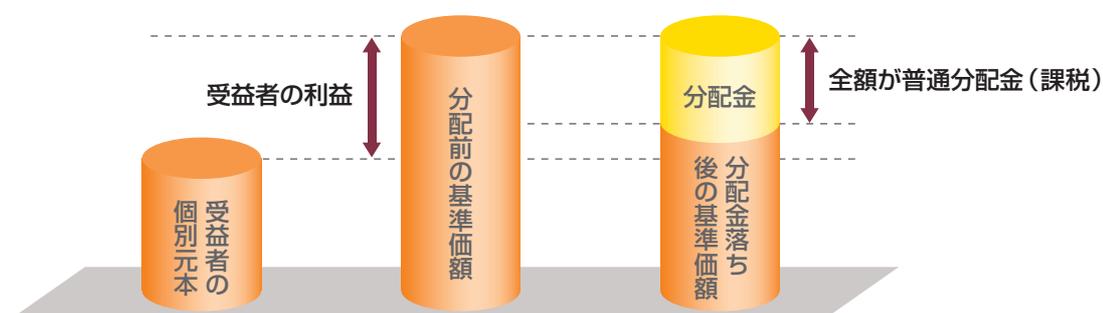
### ● 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

#### < 普通分配金のみの場合 >

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

#### < 普通分配金のみの場合 > のイメージ図

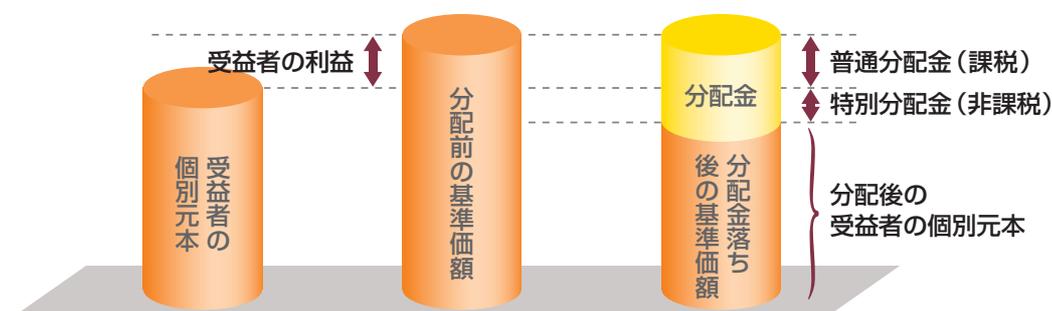


#### < 普通分配金と特別分配金のある場合 >

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### < 普通分配金と特別分配金のある場合 > のイメージ図



※上図はあくまでイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

DL日本株式オープン

ただし、愛称として「技あり一本(るいとう)」という名称を用いる場合があります。

(以下「ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるDIAMアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」または「DIAM」(ダイヤモンド)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

お申込日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

#### <基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

### (5)【申込手数料】

お申込日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。  
お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。  
収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。  
当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成20年6月18日から平成21年6月16日まで  
ただし、お申込みの取扱いは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。  
継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。  
販売会社は、以下の方法でご確認ください。  
・委託会社への照会  
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>  
電話番号：03-3287-3111  
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。  
各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。  
払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。  
・委託会社への照会  
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>  
電話番号：03-3287-3111  
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。  
・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの方法  
お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。  
当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。  
また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合が

あります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

##### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

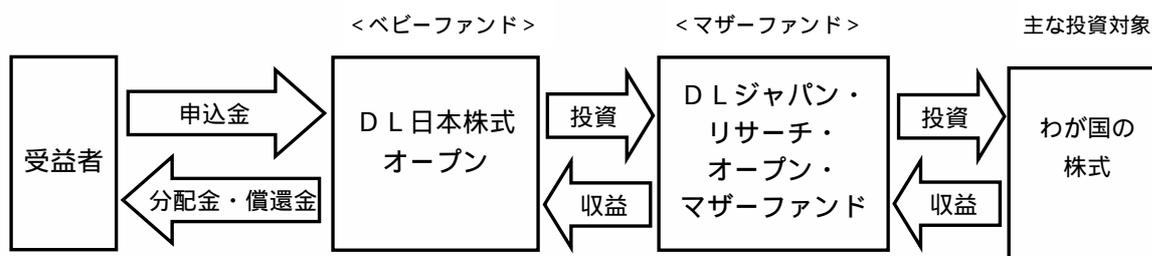
当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属し、原則としていつでも買付け、解約のお申込みができます。

当ファンドは、追加型株式投資信託のうち国内株式型（一般型）に属します。

「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの。」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。））の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは主に国内の株式に投資を行います。

「ファミリーファンド方式」の仕組み



ベビーファンドはマザーファンドのほか、株式等に直接投資を行うこともあります。

当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

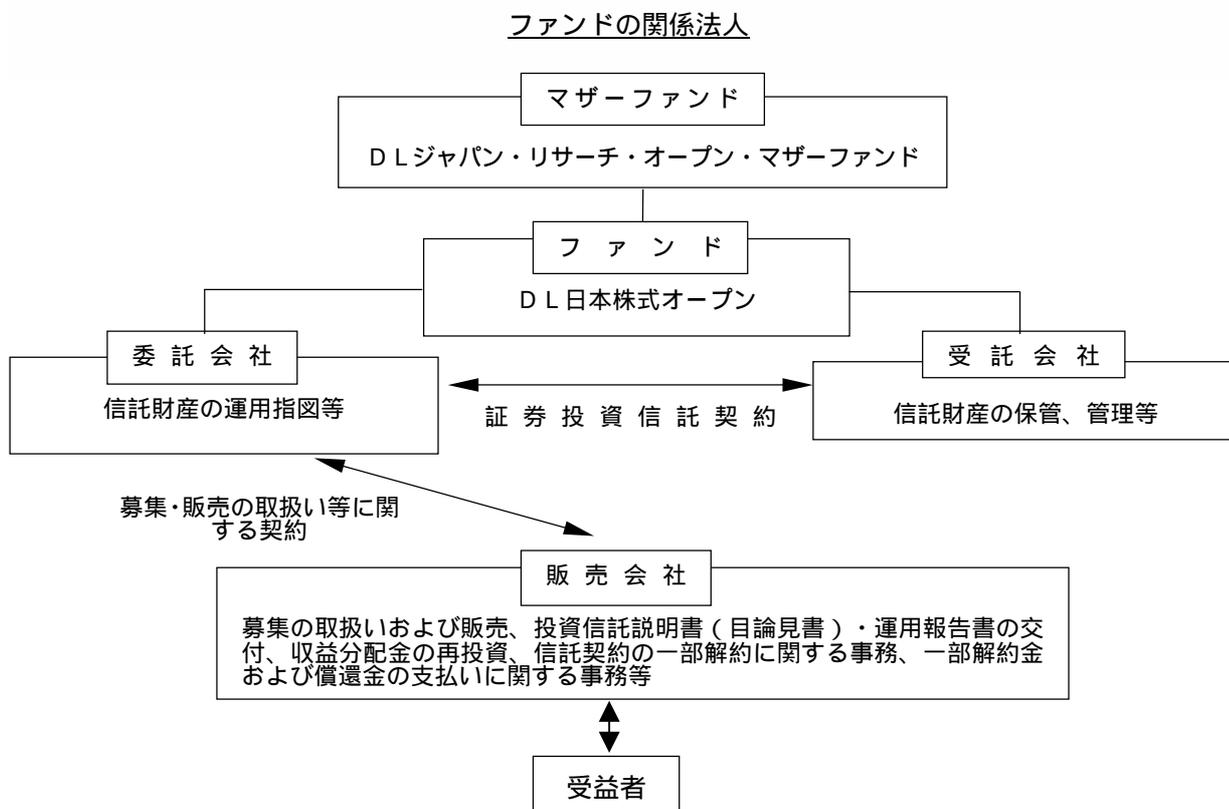
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

受託会社：住友信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

## 委託会社の概況

### 資本金の額

20億円（平成20年4月30日現在）

### 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更

### 大株主の状況

（平成20年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### <投資態度>

主としてDLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式へ投資し、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。

年金運用で培ったノウハウを活かし、中長期的に安定した超過収益の積み上げを目指します。

TOPIX（東証株価指数）とは

TOPIX（東証株価指数）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額（ ）で加重平均し、指数化したものです。

（ ）時価総額とは、株価に上場株式数を乗じて得た額となります。

TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。

株東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

株東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

当ファンドはT O P I Xの指数値に連動した投資成果を目標として運用していますが、当ファンドの基準価額とT O P I Xの指数値の動向が乖離することがあります。

当ファンド及び当ファンドに投資するファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。

(株)東京証券取引所は、当ファンド及び当ファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンド及び当ファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

(株)東京証券取引所は、当社又は当ファンド及び当ファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、T O P I Xの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は当ファンド及び当ファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

株式への実質組入比率は高位を維持します。相場の先行きを予想して、株式の実質組入比率を操作することはいたしません。株式実質組入比率を常に高水準に保ち、投資価値のある銘柄の選択に注力します。信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことがあります。

## (2)【投資対象】

有価証券の指図範囲（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたD Lジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から6.の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前14.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書および7.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第14条第2項）

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前5．の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 の1．から4．までの金融商品により運用することの指図ができます。（約款第14条第3項）

(参考)「D Lジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」の投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

<主な投資対象>

我が国の上場株式を主要投資対象とします。

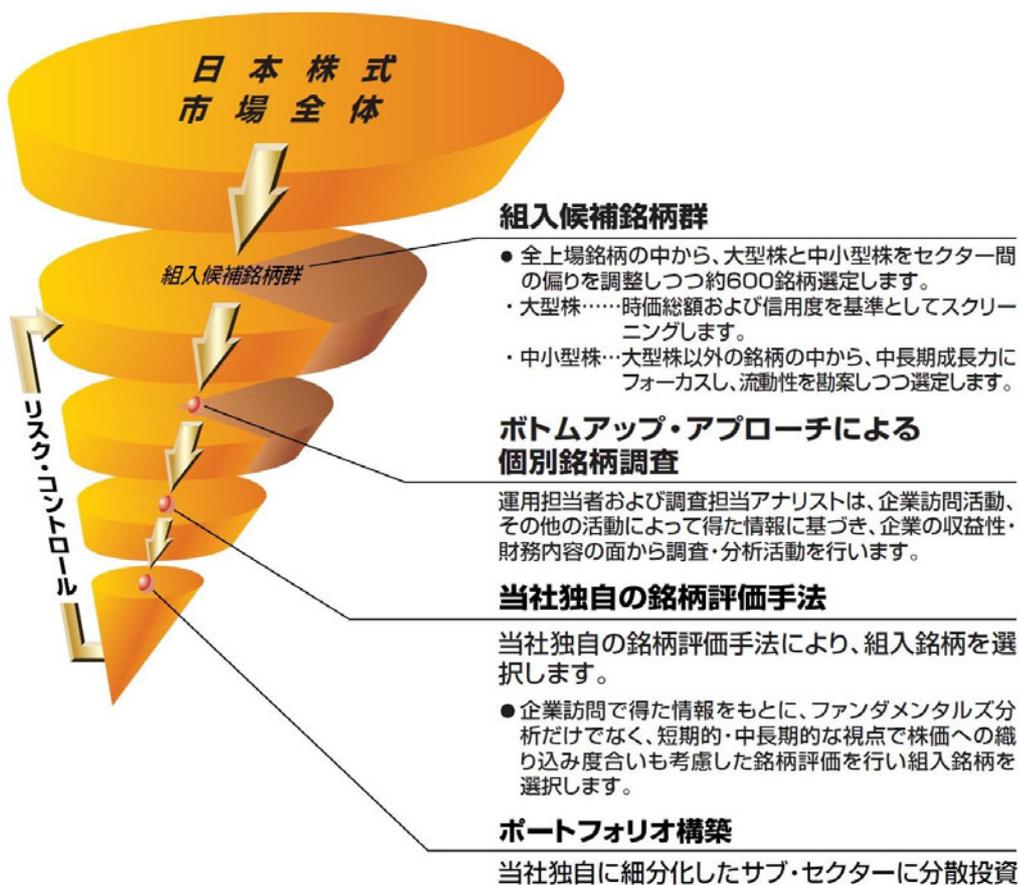
<投資態度>

主としてわが国の上場株式に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行うことを原則とします。

銘柄選択はファンドマネジャー自ら会社訪問を行い、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入れ銘柄を決定します。

- 1) 原則として、毎月1回、投資方針会議を開催し、各種経済指標・金融指標等の分析結果に基づき、国内の経済環境見通しおよび市場見通し、ならびにポートフォリオの基本スタンスを協議・策定します。
- 2) 主に組入候補銘柄群(全上場銘柄の中から、大型株と中小型株をセクター間の偏りを調整しつつ約600銘柄選定します。)を対象として、運用担当者および調査担当アナリストは、企業訪問活動・その他の活動によって得られた情報に基づき、企業の収益性・財務内容の面から調査・分析活動を行います。
  - ・大型株...時価総額および信用度を基準としてスクリーニングします。
  - ・中小型株...大型株以外の銘柄の中から、中長期成長力にフォーカスし、流動性を勘案しつつ選定します。
- 3) 運用担当者は、2)により得られたファンダメンタルズ情報に基づき、短期的・中長期的な視点で株価への織込み度合い等から独自にレーティングし、バリュエーション評価を行ったうえ、組入銘柄を選出します。
- 4) 3)により選出された組入銘柄を、当社独自に細分化したサブ・セクターに分散して運用指図を行います。
- 5) 運用担当者は、日次・週次ベースで、ポートフォリオのリスクをウオッチし、必要に応じてリスクのコントロールを行い、適宜ポートフォリオの見直しを行います。
- 6) 各トレーダーは、最良の執行ができるように、ブローカーを選別します。選別にあたっては、手数料、売買執行のスピード、業界での評価、財務内容および調査またはブローカーのサービス内容等の多数の要素を勘案し、決定します。
- 7) 原則として経営会議において、パフォーマンス評価・分析を行い、リスク管理を行います。修正が必要であれば、速やかにポートフォリオの見直しを運用担当者へ指示します。



株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことがあります。

非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。

#### < 主な投資制限 >

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合には、制限を設けません。

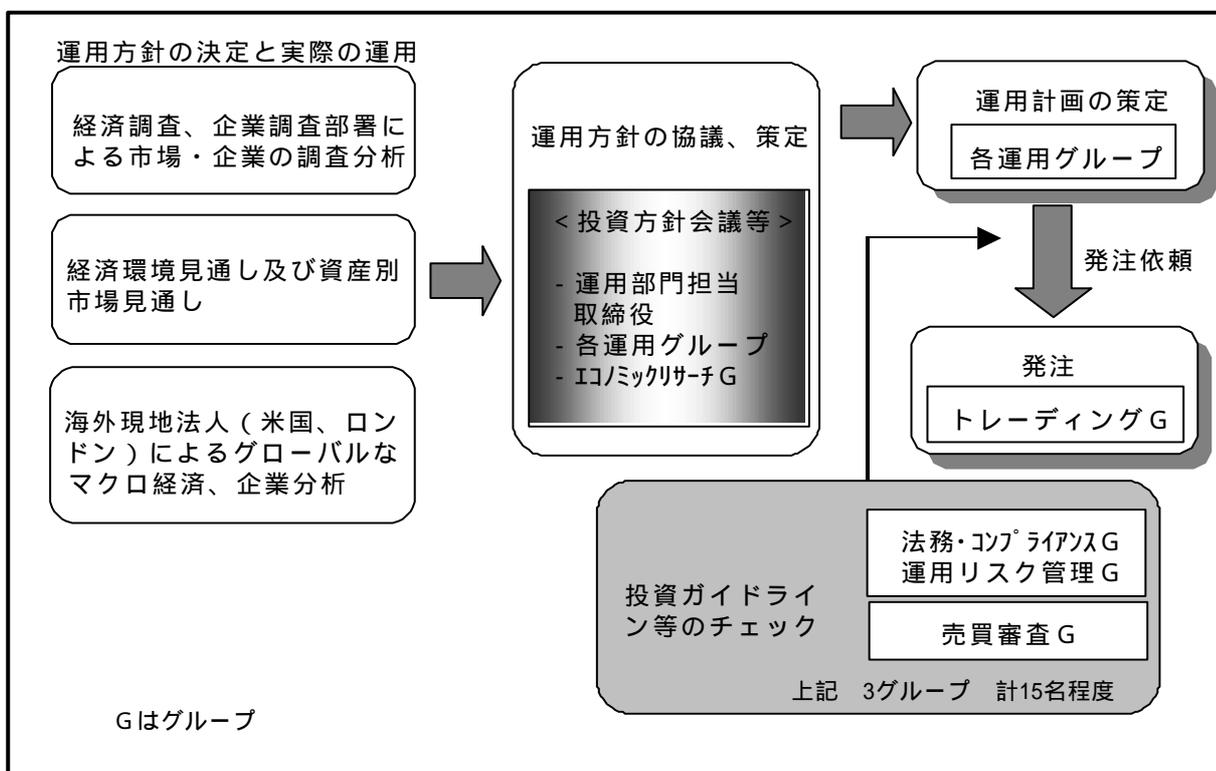
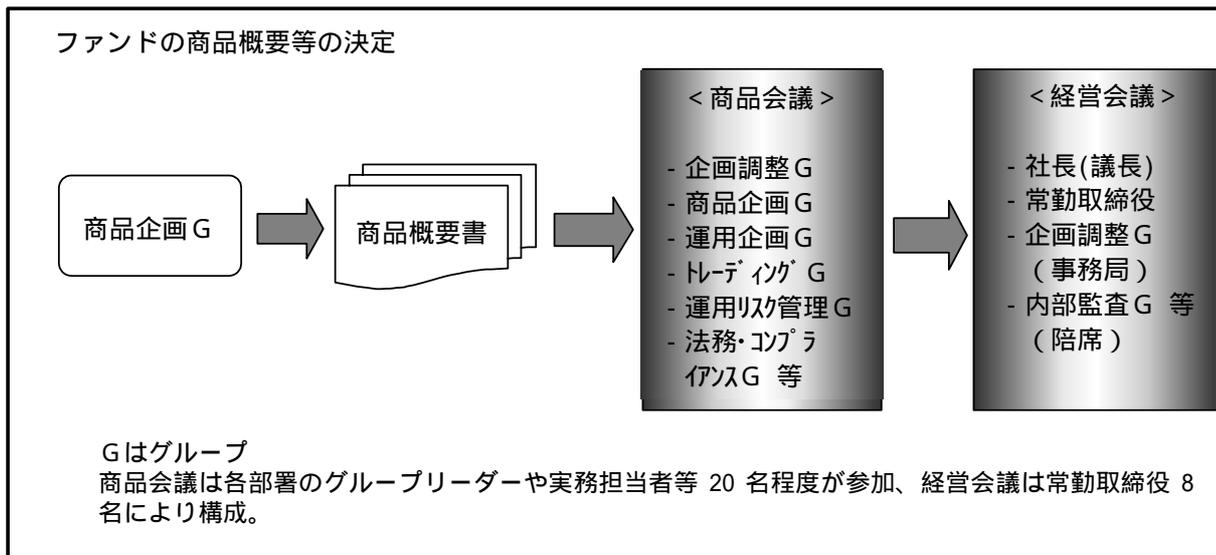
新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 【運用体制】



< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループで大宗が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、法務・コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

上記体制は平成 20 年 4 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として3月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

##### 3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬及び当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

##### 収益分配金の支払い

収益分配金は、税引後、無手数料で自動的に全額再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- 1) 株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」(3)投資制限）  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 非株式投資割合（約款「運用の基本方針」(2)投資態度）  
非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合（約款第24条）  
外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。ただし、有価証券の値上がり等により30%を越えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- 4) 投資信託証券への実質投資割合（約款第14条第4項）  
マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 新株引受権証券等への実質投資割合（約款第14条第5項）  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 6) 投資する株式等の範囲（約款第16条）
  - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - (b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- 7) 同一銘柄の株式への投資制限（約款第17条第1項）
  - (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (b) 前(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 8) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第17条第2項）
  - (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (b) 前(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 9) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第18条）
  - (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - (b) 前(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10) 信用取引の指図範囲 (約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前(a)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2) 株式分割により取得する株券
  - 3) 有償増資により取得する株券
  - 4) 売出しにより取得する株券
  - 5) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権 (転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、) の行使により取得可能な株券
  - 6) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前号に定めるものを除きます。 ) の行使により取得可能な株券

11) 先物取引等の運用指図 (約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします (以下同じ。 )。
- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券 (以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。 ) の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 ) との合計額の範囲内とします。
  - 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額 (信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 ) を差し引いた額 ) に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。 ) を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。 ) の合計額の範囲内とします。
  - 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨

に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)) 預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- 1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
- 2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

12) スワップ取引の運用指図(約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし

す。

- (d) 前(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
  - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と委託会社が認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - (c) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - (d) 前(c)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - (e) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - (f) 前(e)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - (g) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(h) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第23条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価総額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前(a)各号で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

15) 外国為替予約の指図（約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

16) 資金の借入れ（約款第33条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

17) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

18) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

#### < 基準価額の主な変動要因 >

##### (1) 株価変動リスク

当ファンドは、株式の実質組入比率を高位に維持することを原則とするため、株式市場が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。また、中小型株式等に投資をする場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

##### (2) 個別銘柄選択リスク

当ファンドは、ボトムアップ・アプローチに基づく個別銘柄の選択により超過収益を積み上げることを目標としているため、株式市場全体の動きとは異なる場合があります。個別銘柄選択リスクとは、投資した株式の価格変動によっては収益の源泉となる場合もありますが、株式市場全体の動向にかかわらず基準価額が下がる要因となる可能性があるリスクをいいます。

##### (3) 流動性リスク

株式市場における売買量の欠如等の理由により、当ファンドにとって最適な時期で株式の売買ができず機会損失を被るリスクがあり、このようなリスクを流動性リスクといいます。当ファンドでは、ボトムアップ・アプローチに基づく企業分析の結果として、中小型株に投資を行う場合がありますが、これらの株式は大型株と比較して流動性が欠けることが多く、また価格変動性が高いのが一般的であるため、当ファンドの基準価額が下がる要因となる場合があります。

##### (4) 信用リスク

株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

#### < その他の留意点 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度に従った運用ができない場合があります。

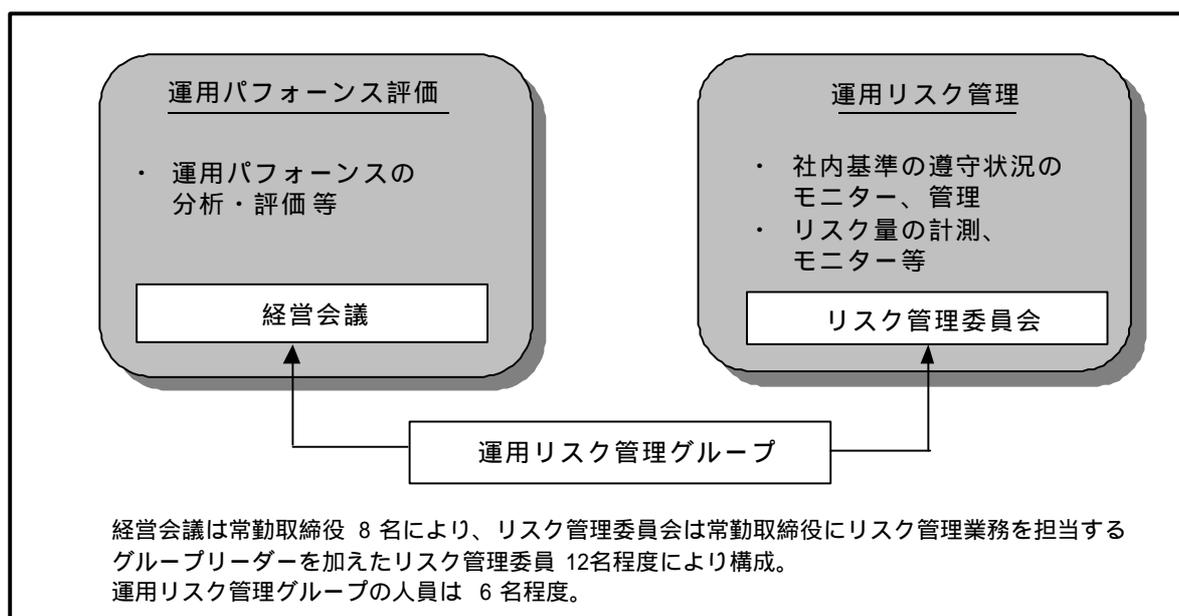
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

## 注意事項

- イ.当ファンドは、実質的に株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ロ.証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ.証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ.証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## <運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成 20 年 4 月 30 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

お申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.617%（税抜1.54%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、委託会社が年率0.7665%（税抜0.73%）、販売会社が年率0.7455%（税抜0.71%）および受託会社が年率0.105%（税抜0.10%）です。

信託報酬の総額は、毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4)【その他の手数料等】

###### ・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

###### ・その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

## (5)【課税上の取扱い】

### ・個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までについては、10%（所得税7%、地方税3%）の税率で源泉徴収が行われ申告不要制度が適用されます。また、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約または償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。ただし、平成21年4月1日以降については、20%（所得税15%、地方税5%）の税率が適用される予定です。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

### ・法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約時ならびに償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までについては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。ただし、平成21年4月1日以降については、15%（所得税15%）の税率が適用される予定です。また、地方税の源泉徴収はありません。

なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。益金不算入制度が適用されます。

（注）法人の形態等により、税金の取扱いが異なることがありますので、ご注意ください。

税法が改正された場合等は、前記内容が変更になることがあります。

### 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

#### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

平成20年4月25日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,098,532,993	99.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3,333,416	0.11
合計(純資産総額)		3,101,866,409	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成20年4月25日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	15,389,144,000	97.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		389,889,229	2.47
合計(純資産総額)		15,779,033,229	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成20年4月25日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	2,072,042,927	12,603.41	2,611,480,434	14,954.00	3,098,532,993	99.89

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成20年4月25日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.89
合計	99.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成20年4月25日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	三菱UFJフィ ナンシャルG	株式	日本	銀行業	683,500	1,340.73	916,387,889	1,040.00	710,840,000	4.50
2	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用 機器	119,500	7,540.00	901,030,000	5,290.00	632,155,000	4.01
3	三菱商事	株式	日本	卸売業	164,700	3,162.90	520,929,409	3,510.00	578,097,000	3.66
4	三井住友フィ ナンシャルG	株式	日本	銀行業	668	1,186,323.40	792,464,034	821,000.00	548,428,000	3.48
5	三井物産	株式	日本	卸売業	211,000	2,425.61	511,803,700	2,590.00	546,490,000	3.46
6	三菱地所	株式	日本	不動産業	117,000	3,246.51	379,841,452	2,955.00	345,735,000	2.19
7	日本電信電話	株式	日本	情報・ 通信業	745	547,355.04	407,779,506	454,000.00	338,230,000	2.14
8	小松製作所	株式	日本	機械	109,000	3,410.00	371,690,000	3,030.00	330,270,000	2.09
9	いすゞ自動車	株式	日本	輸送用 機器	636,000	548.24	348,681,376	497.00	316,092,000	2.00
10	野村ホール ディングス	株式	日本	証券、 商品先物 取引業	189,000	1,951.20	368,776,204	1,661.00	313,929,000	1.99
11	新日本製鐵	株式	日本	鉄鋼	546,000	704.36	384,582,583	573.00	312,858,000	1.98
12	日本電産	株式	日本	電気機器	40,000	8,005.89	320,235,563	7,700.00	308,000,000	1.95
13	東日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	369	893,102.01	329,554,643	821,000.00	302,949,000	1.92
14	エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	株式	日本	情報・ 通信業	1,848	161,736.69	298,889,408	157,000.00	290,136,000	1.84
15	東 芝	株式	日本	電気機器	331,000	926.97	306,826,838	848.00	280,688,000	1.78

平成20年4月25日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
16	信越化学	株式	日本	化学	43,600	8,490.00	370,164,000	6,410.00	279,476,000	1.77
17	みずほフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	546	837,133.38	457,074,825	483,000.00	263,718,000	1.67
18	日立ハイテクノロジーズ	株式	日本	卸売業	129,500	2,354.33	304,885,808	1,985.00	257,057,500	1.63
19	デンソー	株式	日本	輸送用機器	72,400	4,247.01	307,483,611	3,500.00	253,400,000	1.61
20	KDDI	株式	日本	情報・通信業	367	780,267.35	286,358,118	686,000.00	251,762,000	1.60
21	ソネットエンタテインメント	株式	日本	情報・通信業	561	433,114.22	242,977,079	421,000.00	236,181,000	1.50
22	HOYA	株式	日本	精密機器	80,000	3,718.70	297,495,973	2,945.00	235,600,000	1.49
23	メディセオ・パルタックHD	株式	日本	卸売業	130,500	1,702.63	222,192,785	1,732.00	226,026,000	1.43
24	コメリ	株式	日本	小売業	80,000	2,996.84	239,747,284	2,775.00	222,000,000	1.41
25	住友重機械	株式	日本	機械	255,000	1,309.67	333,966,047	851.00	217,005,000	1.38
26	キヤノン	株式	日本	電気機器	40,000	7,022.55	280,902,099	5,400.00	216,000,000	1.37
27	武田薬品	株式	日本	医薬品	37,300	8,070.00	301,011,000	5,630.00	209,999,000	1.33
28	良品計画	株式	日本	小売業	30,600	6,888.76	210,796,107	6,830.00	208,998,000	1.32
29	シークス	株式	日本	卸売業	244,000	1,022.50	249,490,000	849.00	207,156,000	1.31
30	松下電器産業	株式	日本	電気機器	95,000	2,215.40	210,463,023	2,120.00	201,400,000	1.28

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成20年4月25日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	16.49
	卸売業	12.42
	情報・通信業	10.08
	銀行業	9.65
	輸送用機器	8.68
	小売業	6.35
	機械	5.10
	化学	5.00
	不動産業	3.35
	ガラス・土石製品	3.34
	鉄鋼	3.24
	医薬品	2.54
	サービス業	2.25
	証券、商品先物取引業	1.99
	陸運業	1.92
	食料品	1.74
	精密機器	1.49
	非鉄金属	1.17
	その他製品	0.45
	その他金融業	0.28
合計		97.53

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成20年4月25日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成11年3月15日現在）	231	244	1.0469	1.1079
第2期末（平成12年3月15日現在）	2,483	3,536	1.1084	1.5784
第3期末（平成13年3月15日現在）	4,442	4,442	0.7604	0.7604
第4期末（平成14年3月15日現在）	5,164	5,164	0.6879	0.6879
第5期末（平成15年3月17日現在）	3,004	3,004	0.4731	0.4731
第6期末（平成16年3月15日現在）	4,049	4,049	0.6518	0.6518
第7期末（平成17年3月15日現在）	4,087	4,087	0.6969	0.6969
第8期末（平成18年3月15日現在）	5,144	5,194	1.0207	1.0307
第9期末（平成19年3月15日現在）	4,306	4,348	1.0215	1.0315
第10期末（平成20年3月17日現在）	2,616	2,616	0.6812	0.6812
平成19年4月末	4,291		1.0309	
5月末	4,357		1.0667	
6月末	4,350		1.0841	
7月末	4,119		1.0526	
8月末	3,847		0.9852	
9月末	3,875		0.9966	
10月末	3,838		0.9927	
11月末	3,596		0.9320	
12月末	3,472		0.9001	
平成20年1月末	3,116		0.8093	
2月末	3,050		0.7922	
3月末	2,780		0.7241	
4月25日	3,101		0.8069	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	0.0610
第2期	0.4700
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-
第7期	-
第8期	0.0100
第9期	0.0100
第10期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	10.79
第2期	50.77
第3期	31.40
第4期	9.53
第5期	31.23
第6期	37.77
第7期	6.92
第8期	47.90
第9期	1.06
第10期	33.31

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時(年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・なお、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとしてします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしてします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価額）は、お申込日の基準価額となります。  
収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。  
お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。  
収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。  
当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。  
償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社により手数料が優遇される場合があります。  
収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。  
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとしてします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 換金（解約）手続等

### 解約のお申込み方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって解約の請求をすることができます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

### 解約代金の受渡金額

解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。

### 解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

## 7【管理及び運営の概要】

### 資産の評価

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ：URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

### 信託期間

信託期間は、原則として無期限です。

ただし、下記 その他 イ.償還規定により、信託を終了する場合があります。

### 計算期間

計算期間は、原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

各計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

### その他

#### イ.償還規定

委託会社は、次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了する場合があります。

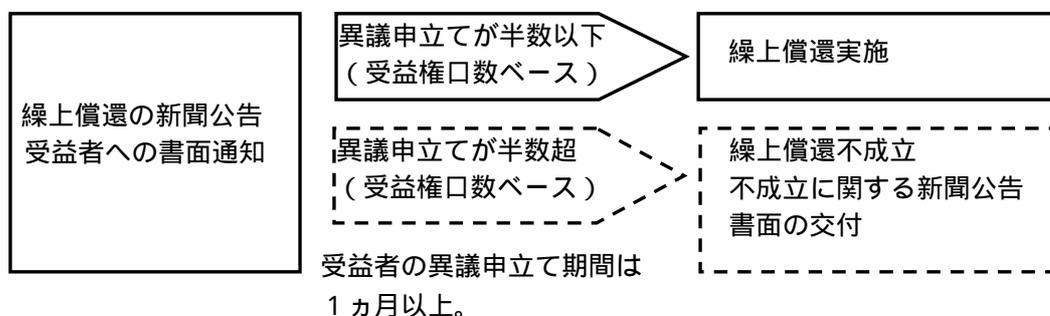
受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。

受益者のために有利であると認めるとき。

やむを得ない事情が発生したとき。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は上記によって信託を終了させる場合は、以下の手続きにより行います。



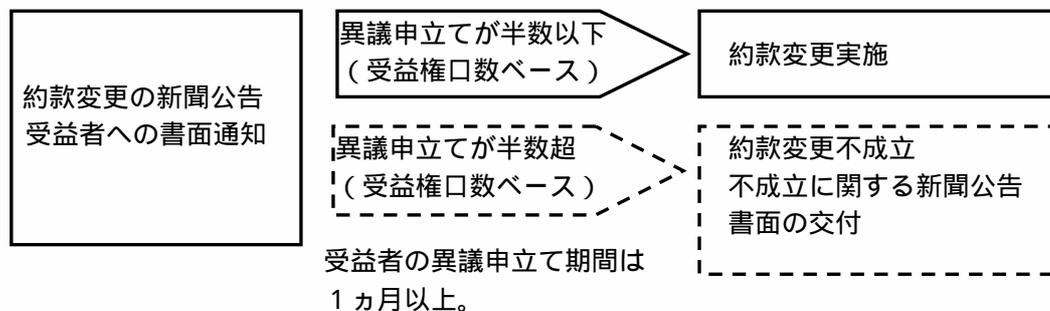
全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

## ロ．信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

なお、信託約款の変更を行った場合、運用報告書にてお知らせします。

委託会社は前述の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合は、以下の手続きにより行います。



全受益者に書面を通知した場合は、新聞公告を行わない場合があります。

## ハ．運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として3月15日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

## ニ．保管

該当事項はありません。

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 当財務ハイライト情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」（以下「財務諸表」という。）より抜粋しております。
- (2) 当ファンドは旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間（平成18年3月16日から平成19年3月15日まで）の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成19年3月16日から平成20年3月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
- その監査報告書は、当該財務諸表に添付しております。

### 1【貸借対照表】

科目	注記 番号	第9期	第10期
		平成19年3月15日現在 金額（円）	平成20年3月17日現在 金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		15,314,122	9,468,538
親投資信託受益証券		4,291,194,373	2,608,523,649
未収入金		83,000,000	27,000,000
流動資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187
資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		42,159,872	-
未払解約金		3,083,671	844,160
未払受託者報酬		2,426,625	1,771,580
未払委託者報酬		34,943,573	25,511,370
その他未払費用		55,716	88,484
流動負債合計		82,669,457	28,215,594
負債合計		82,669,457	28,215,594
純資産の部			
元本等			
元本		4,215,987,210	3,841,331,932
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	*3	90,851,828	1,224,555,339
（うち分配準備積立金）		(686,681,166)	(599,932,408)
剰余金合計		90,851,828	1,224,555,339
元本等合計		4,306,839,038	2,616,776,593
純資産合計		4,306,839,038	2,616,776,593
負債・純資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187

## 2【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		25,720	64,454
有価証券売買等損益		142,886,771	1,238,070,724
営業収益合計		142,912,491	1,238,006,270
営業費用			
受託者報酬		5,024,011	4,020,291
委託者報酬		72,345,763	57,893,434
その他費用		115,368	200,823
営業費用合計		77,485,142	62,114,548
営業利益金額		65,427,349	-
営業損失金額		-	1,300,120,818
経常利益金額		65,427,349	-
経常損失金額		-	1,300,120,818
当期純利益金額		65,427,349	-
当期純損失金額		-	1,300,120,818
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		18,103,669	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	1,194,144
期首剰余金		104,342,648	90,851,828
剰余金増加額		2,419,163	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額		2,419,163	-
剰余金減少額		21,073,791	16,480,493
当期一部解約に伴う剰余金減少額		21,073,791	11,705,703
当期追加信託に伴う剰余金減少額		-	4,774,790
分配金	*1	42,159,872	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		90,851,828	1,224,555,339

### 3【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間 末日が休業日のため、平成19年3 月16日から平成20年3月17日ま でとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

区分	第 9 期 平成19年3月15日現在	第 10 期 平成20年3月17日現在
*1 期首元本額	5,039,664,579円	4,215,987,210円
期中追加設定元本額	213,109,906円	168,413,456円
期中解約元本額	1,036,787,275円	543,068,734円
*2 計算期間末日における受益権 の総数	4,215,987,210口	3,841,331,932口
*3 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 1,224,555,339円であります。

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(10,223円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価 証券売買等損益(47,313,457円)、 信託約款に規定される収益調整金 (372,089,343円)及び分配準備積 立金(681,517,358円)より分配対 象収益は1,100,930,381円(1万口 当たり2,611.32円)であり、うち 42,159,872円(1万口当たり100円) を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(0円)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売 買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(364,749,174 円)及び分配準備積立金 (599,932,408円)より分配対象収 益は964,681,582円(1万口当たり 2,511.32円)であります。分配 を行っておりません。

( 有価証券に関する注記 )

売買目的有価証券

種 類	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日		第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	4,291,194,373	111,388,171	2,608,523,649	1,230,676,387
合計	4,291,194,373	111,388,171	2,608,523,649	1,230,676,387

( デリバティブ取引等に関する注記 )

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報に関する注記 )

	第 9 期 平成19年3月15日現在	第 10 期 平成20年3月17日現在
1口当たり純資産額	1.0215円	0.6812円
( 1万口当たり純資産額 )	(10,215円)	(6,812円)

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益権の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者集会

該当事項はありません。

#### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

#### 2 ファンドの現況

##### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1単位当たり純資産額（ / ）

### 第5 設定及び解約の実績

## DL日本株式オープン

### 運用の基本方針

約款第 15 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- 1) 主としてDLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド受益証券に投資を行い、TOPIX（東証株価指数）を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
- 2) 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 4) 外貨建資産割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 30%以下とします。
- 5) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

##### (3) 投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第 20 条の範囲で行います。

スワップ取引は約款第 21 条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 22 条の範囲で行います。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
D L 日本株式オープン  
約款

< 委託者および受託者 >

第1条 この投資信託は、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- 2) この投資信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

< 信託事務の委託 >

第1条の2 受託者は信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

< 信託の目的、金額および限度額 >

第2条 委託者は、金50,655,695円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- 2) 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行った時は、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。  
3) 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

< 信託期間 >

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第7項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日または信託契約終了の日までとします。

< 受益権の分割および再分割 >

第4条 委託者は、第2条第1項による受益権については50,655,695口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- 2) 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

< 受益権の取得申込の勧誘の種類 >

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

< 当初の受益者 >

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第4条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

< 追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法 >

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- 2) この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

< 信託日時異なる受益権の内容 >

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

< 受益権の帰属と受益証券の不発行 >

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託

託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- 2) 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 3) 委託者は、第4条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 4) 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預かり会社または第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

#### < 受益権の設定に係る受託者の通知 >

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### < 受益権の申込み単位、価額および手数料 >

第11条 委託者は、第4条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1円単位をもって取得の申込みに応ずることができます。

- 2) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第4条第1項の規定により分割された受益権を、別に定める「DL日本株式オープン自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対して、1円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- 3) 第1項および第2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- 4) 第1項および第2項の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額に、当該取得申込金額に応じ、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る当該価額は、1口につき1円に、1円に当該取得申込金額に応じ第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- 5) 前項の手数料の額は次の通りとします。
  1. (イ) 信託契約締結日から平成12年2月23日まで  
当該取得申込金額に応じ、次に定める率を取得申込日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込みについては、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。  
当該取得申込金額が、1億円未満の場合 .....2.0%

当該取得申込金額が、1 億円以上 5 億円未満の場合	.....1.5%
当該取得申込金額が、5 億円以上 10 億円未満の場合	.....1.0%
当該取得申込金額が、10 億円以上の場合	.....0.5%

(口)平成 12 年 2 月 26 日以降

前項に規定する手数料の額は委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して 3 ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込金額のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。以下本項において同じ。）で取得する金額（以下「償還金取得金額」といいます。）については取得申込日の基準価額とし、当該取得申込金額のうち償還金取得金額を超える金額については、当該基準価額に、第 1 号に定める当該取得申込の金額に適用される率を当該基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。ただし、平成 15 年 6 月 18 日以降、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取得申込日の基準価額に、独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- なお、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- 6) 前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が第 42 条第 1 項または第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口単位をもって受益権の売付けを行います。この場合の受益権の取得価額は、第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の申込みを行った委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関において、当該信託の信託終了日の 1 年前以内で委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、委託者、当該証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める期間以内に、委託者、当該証券会社または登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みを行う場合の手数料率を独自の料率に定めることができます。
- 8) 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

< 受益権の譲渡に係る記載または記録 >

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- 2) 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- 3) 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日

や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

< 運用の指図範囲等 >

第 14 条 委託者は、信託金を主として D I A M アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
  9. 投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
  10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
  11. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  13. 抵当証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)
  14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- 2) 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - 3) 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と定めるときは、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
  - 4) 委託者は、取得時において信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
  - 5) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
  - 6) 第 4 項および第 5 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券、当該

新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 運用の基本方針 >

第 15 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

< 投資する株式等の範囲 >

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- 2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

< 同一銘柄の株式等への投資制限 >

第 17 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 同一銘柄の転換社債等への投資制限 >

第 18 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 信用取引の指図範囲 >

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

第 20 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引

所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- 第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 4) 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
  - 6) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲>

- 第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託期間に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 4) 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 8) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### < 有価証券の貸付けの指図および範囲 >

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### < 外貨建資産への投資制限 >

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- 2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### < 特別の場合の外貨建資産への投資制限 >

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### < 外貨為替予約の指図 >

第 26 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### < 保管業務の委任 >

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

< 有価証券の保管 >

第 28 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

< 混蔵寄託 >

第 29 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

< 信託財産の登記等および記載等の留保等 >

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- 2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4) 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

< 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図 >

第 31 条 委託者は、信託財産に属するマザー信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

< 再投資の指図 >

第 32 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

< 資金の借入れ >

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の 10% 以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 損益の帰属 >

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

< 受託者による資金の立替え >

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- 2) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- 3) 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### < 信託の計算期間 >

第36条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は平成10年12月15日から平成11年3月15日までとします。

- 2) 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### < 信託財産に関する報告 >

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- 2) 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### < 信託事務の諸費用 >

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- 2) 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎年9月15日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

#### < 信託報酬等の総額および支弁の方法 >

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とします。

1. 信託契約締結日から平成11年11月30日までの信託報酬の率は、年1万分の150の率とします。
2. 平成11年12月1日以降の信託報酬の率は、年1万分の154の率とします。
- 2) 前項の信託報酬は、毎年9月15日（休業日のときは翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- 3) 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### < 収益の分配方式 >

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### < 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 >

第41条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- 2) 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 収益分配金の再投資 >

第 42 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- 2) 別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。
- 3) 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- 4) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

< 償還金および一部解約金の支払い >

第 43 条 償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- 2) 一部解約金は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- 3) 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- 4) 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

< 委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関 >

第 44 条 委託者は、委託者自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

< 償還金の時効 >

第 45 条 受益者が、信託終了による償還金について第 43 条第 1 項に規定する支払い開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

< 信託契約の一部解約 >

第 46 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- 2) 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- 3) 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に

係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 4) 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額（「解約時信託財産留保額」といいます。）を控除した価額とします。
- 5) 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- 6) 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- 7) 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第48条の規定を準用するものとします。

#### < 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い >

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### < 信託契約の解約 >

- 第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
  - 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
    - 6) 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### < 信託契約に関する監督官庁の命令 >

- 第49条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。
- 2) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

#### < 委託者の登録取消等に伴う取扱い >

- 第50条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### < 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い >

- 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関

する事業を承継させることがあります。

< 受託者の辞任および解任に伴う取扱い >

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

2) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

< 信託約款の変更 >

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の変更をしません。

5) 委託者は、当該信託契約の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 反対者の買取請求権 >

第 54 条 第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき、受益権の買取を請求することができます。

< 公 告 >

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 信託約款に関する疑義の取扱い >

第 56 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

附則第 1 条 この約款において「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「D L 日本株式オープン自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

附則第 2 条 第 42 条第 4 項および第 43 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとし、

附則第 3 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

附則第 4 条 第 22 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額

および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第5条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年12月15日

(信託契約締結日)

委託者	第一ライフ投信投資顧問株式会社
受託者	住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第11条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

我が国の上場および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主として我が国の上場および店頭登録株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)を中長期的に上回ることを目指して運用を行います。
- 2) 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップによる銘柄選択を行なうことを原則とします。
- 3) 銘柄選択はファンドマネージャー自ら会社訪問を行ない、企業の成長性と投資価値を総合的に判断し、組入れ銘柄を決定します。
- 4) 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- 5) 特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- 6) 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 7) 外貨建資産割合は、原則として信託財産総額の30%以下とします。
- 8) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下、「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 運用制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等へは、約款第16条の範囲で行ないます。

スワップ取引は、約款第17条の範囲内で行ないます。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行ないます。

## 用語説明

・基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったもの。
・解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。
・償還乗換優遇措置	投資信託の償還時に、その資金で他のファンドを購入する際、申込手数料が優遇される制度をいいます。
・信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・アナリスト	証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのことをいいます。
・コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ファミリーファンド	ファンドが特定のファンドに投資する形態の商品設計のものをさします。受益者が購入するファンドをベビーファンド、そのファンドが投資するファンドをマザーファンドといいます。実質的な運用はマザーファンドで行うことにより運用の効率化を図っています。
・ファンドマネジャー (運用担当者)	投資信託の運用を行う担当者。複数のファンドマネジャーが一つのファンドの運用に携わる場合もあります。
・ベンチマーク	運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

# DL日本株式オープン 〈愛称：技あり一本（るいとう）〉

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書  
（請求目論見書）

2008年6月

DIAMアセットマネジメント

「DL日本株式オープン〈愛称：技あり一本（るいとう）〉」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成20年6月17日に関東財務局長に提出しており、平成20年6月18日にその効力が発生しております。

「DL日本株式オープン〈愛称：技あり一本（るいとう）〉」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等の影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

この投資信託は、実質的に国内の株式を主要投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き等により上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

発行者：DIAMアセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名：代表取締役社長 長 浜 力 雄  
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：DL日本株式オープン  
愛称として「技あり一本（るいとう）」という名称を使用する場合があります。

募集内国投資信託受益証券の金額：2,000億円を上限とします。

## 目 次

	頁
ファンドの詳細情報	
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	5
第4 ファンドの経理状況	6
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	18
第5 設定及び解約の実績	19

## 【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成10年12月15日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に、収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って分配金再投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）することができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（年末年始などが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額（発行価格）は、お申込日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。  
お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。  
収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。  
当初元本は1口当たり1円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。  
償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。  
収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。  
詳しくは販売会社までお問い合わせください。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（年末年始などわが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。  
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。  
解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額  
信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。
- ・解約代金の受渡金額は、解約価額から、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた額となります。  
個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の中止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。))を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03 - 3287 - 3111

(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座募に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

##### (3)【信託期間】

信託期間は平成10年12月15日から無期限ですが、下記(5)イ.の場合には、信託を終了する場合があります。

##### (4)【計算期間】

a. 計算期間は原則として毎年3月16日から翌年3月15日までとします。

b. 前a.の規定にかかわらず、前a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

##### (5)【その他】

###### イ.償還規定

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記 a. および b. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記 d. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記 e. の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記 d. から f. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更 d.」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記 d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

#### ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記 c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記 d. の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記 a. から e. の規定に従い信託約款を変更します。

- g. 前記 c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記 b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

#### 八. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

## 二. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ホ. 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日（原則として3月15日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

## 2【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金受領権

当ファンドの収益分配金は、自動的に再投資されます。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し支払われます。販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みの際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成18年3月16日から平成19年3月15日まで)の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(平成19年3月16日から平成20年3月17日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年5月10日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

代表社員 公認会計士  
業務執行社員

佐々木貴司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDL日本株式オープンの平成18年3月16日から平成19年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DL日本株式オープンの平成19年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成20年4月30日

DIAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

佐々木貴之 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDL日本株式オープンの平成19年3月16日から平成20年3月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DL日本株式オープンの平成20年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1【財務諸表】

DL日本株式オープン

## (1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		平成19年3月15日現在 金額(円)	平成20年3月17日現在 金額(円)
資 産 の 部			
流動資産			
コール・ローン		15,314,122	9,468,538
親投資信託受益証券		4,291,194,373	2,608,523,649
未収入金		83,000,000	27,000,000
流動資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187
資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187
負 債 の 部			
流動負債			
未払収益分配金		42,159,872	-
未払解約金		3,083,671	844,160
未払受託者報酬		2,426,625	1,771,580
未払委託者報酬		34,943,573	25,511,370
その他未払費用		55,716	88,484
流動負債合計		82,669,457	28,215,594
負債合計		82,669,457	28,215,594
純 資 産 の 部			
元 本 等			
元本		4,215,987,210	3,841,331,932
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )	*3	90,851,828	1,224,555,339
(うち分配準備積立金)		(686,681,166)	(599,932,408)
剰余金合計		90,851,828	1,224,555,339
元本等合計		4,306,839,038	2,616,776,593
純資産合計		4,306,839,038	2,616,776,593
負債・純資産合計		4,389,508,495	2,644,992,187

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 9 期	第 10 期
		自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		25,720	64,454
有価証券売買等損益		142,886,771	1,238,070,724
営業収益合計		142,912,491	1,238,006,270
営業費用			
受託者報酬		5,024,011	4,020,291
委託者報酬		72,345,763	57,893,434
その他費用		115,368	200,823
営業費用合計		77,485,142	62,114,548
営業利益金額		65,427,349	-
営業損失金額		-	1,300,120,818
経常利益金額		65,427,349	-
経常損失金額		-	1,300,120,818
当期純利益金額		65,427,349	-
当期純損失金額		-	1,300,120,818
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		18,103,669	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	1,194,144
期首剰余金		104,342,648	90,851,828
剰余金増加額		2,419,163	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額		2,419,163	-
剰余金減少額		21,073,791	16,480,493
当期一部解約に伴う剰余金減少額		21,073,791	11,705,703
当期追加信託に伴う剰余金減少額		-	4,774,790
分配金	*1	42,159,872	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		90,851,828	1,224,555,339

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価し ております。	親投資信託受益証券 同左
2.その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間 末日が休業日のため、平成19年3 月16日から平成20年3月17日ま でとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第 9 期 平成19年3月15日現在	第 10 期 平成20年3月17日現在
*1 期首元本額	5,039,664,579円	4,215,987,210円
期中追加設定元本額	213,109,906円	168,413,456円
期中解約元本額	1,036,787,275円	543,068,734円
*2 計算期間末日における受益権 の総数	4,215,987,210口	3,841,331,932口
*3 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 1,224,555,339円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(10,223円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価 証券売買等損益(47,313,457円)、 信託約款に規定される収益調整金 (372,089,343円)及び分配準備積 立金(681,517,358円)より分配対 象収益は1,100,930,381円(1万口 当たり2,611.32円)であり、うち 42,159,872円(1万口当たり100円) を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の 配当等収益(0円)、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売 買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(364,749,174 円)及び分配準備積立金 (599,932,408円)より分配対象収 益は964,681,582円(1万口当たり 2,511.32円)であります。分配 を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 9 期 自平成18年3月16日 至平成19年3月15日		第 10 期 自平成19年3月16日 至平成20年3月17日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	4,291,194,373	111,388,171	2,608,523,649	1,230,676,387
合 計	4,291,194,373	111,388,171	2,608,523,649	1,230,676,387

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 9 期 平成19年3月15日現在	第 10 期 平成20年3月17日現在
1口当たり純資産額	1.0215円	0.6812円
(1万口当たり純資産額)	(10,215円)	(6,812円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	D Lジャパン・リサーチ・オープン・ マザーファンド	2,070,585,529	2,608,523,649	
合 計		2,070,585,529	2,608,523,649	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「DLジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成19年3月15日現在	平成20年3月17日現在
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		856,466	627,210
コール・ローン		427,660,593	307,337,438
株式		24,018,307,500	13,194,465,500
未収入金		532,023,165	268,967,133
未収配当金		15,294,150	21,650,300
流動資産合計		24,994,141,874	13,793,047,581
資産合計		24,994,141,874	13,793,047,581
負債の部			
流動負債			
未払金		512,636,749	256,544,828
未払解約金		120,000,000	39,000,000
流動負債合計		632,636,749	295,544,828
負債合計		632,636,749	295,544,828
純資産の部			
元本等			
元本		13,120,337,235	10,713,653,090
剰余金			
剰余金		11,241,167,890	2,783,849,663
剰余金合計		11,241,167,890	2,783,849,663
元本等合計		24,361,505,125	13,497,502,753
純資産合計		24,361,505,125	13,497,502,753
負債・純資産合計		24,994,141,874	13,793,047,581

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成18年3月16日 至平成19年3月15日	自平成19年3月16日 至平成20年3月17日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、証券取引所が発表する基準値、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所等が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に、当該金額を計上しております。ただし、平成19年6月30日以前については、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成18年6月13日から平成19年6月11日までとなっております。	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成19年6月12日から平成20年6月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成19年3月15日現在	平成20年3月17日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における		
当該親投資信託の元本額	14,819,318,302円	13,120,337,235円
同期中追加設定元本額	2,035,127,493円	1,462,397,424円
同期中解約元本額	3,734,108,560円	3,869,081,569円
同期末における元本の内訳		
D L ジャパン・リサーチ・オープン	8,885,509,852円	6,305,894,461円
D L 日本株式オープン	2,311,069,783円	2,070,585,529円
D I A M 日本株式オープン < D C 年金 >	1,923,757,600円	2,337,173,100円
(合計)	13,120,337,235円	10,713,653,090円
*2 本有価証券報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	13,120,337,235口	10,713,653,090口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	自平成18年3月16日 至平成19年3月15日		自平成19年3月16日 至平成20年3月17日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	24,018,307,500	1,807,079,002	13,194,465,500	5,554,110,247
合計	24,018,307,500	1,807,079,002	13,194,465,500	5,554,110,247

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成19年3月15日現在	平成20年3月17日現在
1口当たり純資産額	1.8568円	1.2598円
(1万口当たり純資産額)	(18,568円)	(12,598円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

銘 柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
キリンHD	44,000	1,742	76,648,000	
ローソン	45,000	3,940	177,300,000	
ウエルシア関東	40,370	3,080	124,339,600	
ニチレイ	120,000	486	58,320,000	
日本たばこ産業	383	514,000	196,862,000	
ソネットエンタテインメント	520	348,000	180,960,000	
信越化学	43,600	4,720	205,792,000	
宇部興産	338,000	284	95,992,000	
日立化成	94,500	1,755	165,847,500	
電通	777	209,000	162,393,000	
武田薬品	37,800	4,920	185,976,000	
塩野義製薬	65,000	1,789	116,285,000	
第一三共	16,600	2,815	46,729,000	
オービック	5,060	16,540	83,692,400	
ヤフー	1,580	46,200	72,996,000	
もしもしホットライン	65,000	2,680	174,200,000	
アルファシステムズ	7,800	3,210	25,038,000	
大塚商会	21,600	7,430	160,488,000	
コーセー	37,000	2,125	78,625,000	
旭硝子	183,000	1,030	188,490,000	
日本電気硝子	125,000	1,277	159,625,000	
東海カーボン	133,000	899	119,567,000	
新日本製鐵	280,000	447	125,160,000	
JFEホールディングス	34,900	3,950	137,855,000	
大同特殊鋼	78,000	535	41,730,000	
住友電工	136,000	1,281	174,216,000	
東芝機械	228,000	603	137,484,000	
小松製作所	109,000	2,515	274,135,000	
住友重機械	240,000	619	148,560,000	
新東工業	33,500	812	27,202,000	
ダイキン工業	27,600	3,780	104,328,000	
栗田工業	12,500	3,650	45,625,000	
東芝	245,000	682	167,090,000	
日本電産	40,000	6,300	252,000,000	
エルピーダメモリ	41,500	2,980	123,670,000	
アルバック	31,400	3,860	121,204,000	
松下電器産業	102,000	1,976	201,552,000	
シャープ	88,000	1,666	146,608,000	
ソニー	35,100	3,960	138,996,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
T D K	16,500	5,840	96,360,000	
タムラ製作所	215,000	284	61,060,000	
シスメックス	21,200	3,730	79,076,000	
デンソー	64,600	3,190	206,074,000	
日本セラミック	125,500	820	102,910,000	
ファナック	25,000	8,710	217,750,000	
村田製作所	25,400	4,860	123,444,000	
日東電工	28,400	4,240	120,416,000	
松下電工	82,000	939	76,998,000	
いすゞ自動車	574,000	428	245,672,000	
トヨタ自動車	119,500	4,830	577,185,000	
本田技研	60,000	2,695	161,700,000	
良品計画	30,600	4,600	140,760,000	
メディセオ・パルタックHD	116,500	1,679	195,603,500	
シークス	254,000	711	180,594,000	
HOYA	80,000	2,225	178,000,000	
キヤノン	56,000	4,200	235,200,000	
アシックス	65,000	1,064	69,160,000	
丸 紅	72,000	804	57,888,000	
三井物産	211,000	2,135	450,485,000	
東京エレクトロン	22,500	5,670	127,575,000	
日立ハイテクノロジーズ	117,000	1,609	188,253,000	
三菱商事	168,300	3,020	508,266,000	
コメリ	80,000	2,220	177,600,000	
高 島 屋	54,000	1,010	54,540,000	
三菱UFJフィナンシャルG	683,500	789	539,281,500	
三井住友フィナンシャルG	649	645,000	418,605,000	
みずほフィナンシャルG	546	367,000	200,382,000	
オリックス	4,500	11,940	53,730,000	
野村ホールディングス	189,000	1,413	267,057,000	
三井不動産	75,000	1,730	129,750,000	
三菱地所	125,000	2,205	275,625,000	
東日本旅客鉄道	369	753,000	277,857,000	
日本テレビ放送網	12,100	13,790	166,859,000	
日本電信電話	761	413,000	314,293,000	
KDDI	367	574,000	210,658,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,010	149,000	299,490,000	
ニ ト リ	35,800	5,160	184,728,000	
合計	7,001,692		13,194,465,500	

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成20年4月25日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	3,110,324,255円
負債総額	8,457,846円
純資産総額 ( - )	3,101,866,409円
発行済数量	3,844,379,145口
1口当たり純資産額 ( / )	0.8069円

(参考) マザーファンドの現況

D L ジャパン・リサーチ・オープン・マザーファンド

平成20年4月25日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	15,839,899,773円
負債総額	60,866,544円
純資産総額 ( - )	15,779,033,229円
発行済数量	10,551,810,201口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4954円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	222,329,781	1,555,488
第2期	2,698,831,519	678,945,576
第3期	4,427,338,946	826,456,264
第4期	2,468,585,969	801,950,962
第5期	757,295,968	1,916,131,216
第6期	402,982,617	539,861,265
第7期	339,519,980	686,650,413
第8期	322,808,215	1,148,477,232
第9期	213,109,906	1,036,787,275
第10期	168,413,456	543,068,734

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

